

神戸薬科大学における障害学生支援に関する規程

(目的)

第1条 神戸薬科大学における障害学生支援に関する規程（以下「本規程」という）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に定めるところにより、神戸薬科大学（以下「本学」という）が障害のある学生に対してその障害を理由として差別することのない修学環境を提供するための基本方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 支援の対象となる学生（以下「障害学生」という）は、本学入学希望者及び在籍する学生で、かつ、障害があることを示す診断書等を有する者又は学生支援センター運営委員会において支援の必要性を認めた者で、障害学生又は保護者が支援を受けることを希望した者とする。

(基本方針)

第3条 障害学生支援のための基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全ての学生に対して等しく修学機会を保障する
- (2) 障害学生に対して、本学の修学などの方針について情報開示し、社会に対する説明責任を果たす
- (3) 障害学生を交えて話し合いを行い、合理的配慮を提供する
- (4) 本学の関係者は協力して障害学生のための支援を実施する
- (5) 障害学生支援に係る組織的な取組を推進する

(支援の範囲)

第4条 障害学生の支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学試験の配慮
- (2) 修学支援
- (3) 正課外活動支援
- (4) 学内での生活支援
- (5) キャリア支援
- (6) その他、学生支援センター運営委員会が必要と認めた支援

(支援体制)

第5条 学生支援センターを中心に、関係者が緊密に連携して支援を行う。

(細則)

第6条 本規程に定めるもののほか、障害学生の支援に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、学生支援センター運営委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、2018年9月18日から施行する。